

議案第48号 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年度地方税制改正に基づく、「地方税法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正するもの。

1 改正趣旨

今般の法改正では、固定資産税と同様に都市計画税課税標準の特例措置（わがまち特例）などが講じられたことから、三田市都市計画税条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 障害者等に対応したバリアフリー改修を実施した建築物等に係る課税標準の減額割合【条例付則第5条】（施行日：条例公布の日）

既存建築物バリアフリー改修事業として国の補助を受けた特別特定建築物※1の一部を建築物移動等円滑化誘導基準※2に適合するバリアフリー改修を行った建物の固定資産税課税標準の減額割合を国が示す参酌割合である1/3と定めるもの。

※1 特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動に配慮が必要な人が利用する建築物のうち、特にバリアフリー化が重要とされるもの（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）

※2 建築物移動等円滑化誘導基準…高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内通路、駐車場など）の構造及び配置に関する基準

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- ・車いす使用者用のトイレが必要階にある など

(2) その他所要の規定の整備

今般の法改正に伴い、参照条項等を改正するもの。

3 関係法令

地方税法（昭和25年法律第226号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）